

令和8年4月1日から

黒瀬川特定都市河川指定流域(呉市・東広島市の一部)で
1,000m²以上の**雨水浸透阻害行為**※を行う際には

流出抑制のための**許可が必要**になります。

※土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

次のような、**雨水浸透阻害行為 (1,000m²以上)**を行う際には…



河川に流れ込む量を抑制するために**雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要**



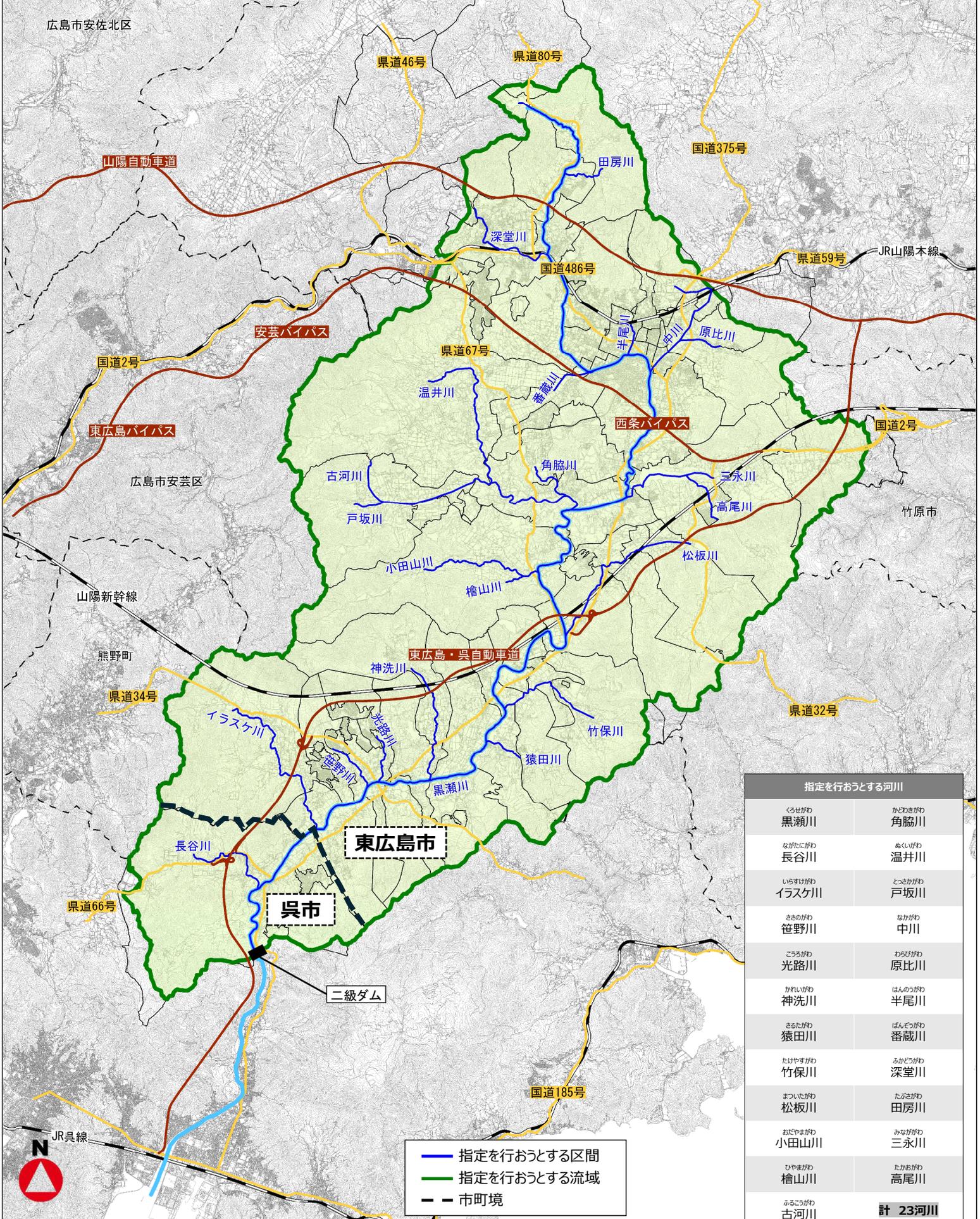
雨水浸透阻害行為の許可制度は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策(貯留・浸透施設の整備)を義務付けるものです。

許可申請窓口

呉 市域	呉市 都市部 都市計画課 開発指導グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ☎0823-25-3369 tosikei@city.kure.lg.jp	申請書類等 (呉市HP)	
東広島 市域	東広島市 建設部 建設管理課 審査指導係 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 ☎082-420-0961 hgh200961@city.higashihiroshima.lg.jp	申請書類等 (東広島市HP)	

制度全般	広島県 土木建築局 河川課 河川企画グループ 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 ☎082-513-3929 dokasenk@pref.hiroshima.lg.jp	黒瀬川 特定都市河川 指定について (広島県HP)	
-------------	---	------------------------------------	---

雨水浸透阻害行為を行う際に**許可が必要となる区域**
 (黒瀬川特定都市河川流域)



指定を行おうとする河川	
くろせがわ 黒瀬川	かどわかがわ 角脇川
ながたにがわ 長谷川	ぬいがわ 温井川
いらすがわ イラスケ川	とさかがわ 戸坂川
さなのがわ 笹野川	なかがわ 中川
こうらがわ 光路川	わらびがわ 原比川
かれいがわ 神洗川	ほんのつがわ 半尾川
さるとがわ 猿田川	ばんどうがわ 番蔵川
たけやすがわ 竹保川	ふかどうがわ 深堂川
まついたがわ 松板川	たぶさがわ 田房川
おだやまがわ 小田山川	みながわ 三永川
ひやまがわ 檜山川	たかおがわ 高尾川
ふるこうがわ 古河川	計 23河川

— 指定を行おうとする区間
 — 指定を行おうとする流域
 - - - 市町境

□ 特定都市河川区間 : 黒瀬川水系黒瀬川等の計23河川
 □ 特定都市河川流域面積 : 約222km² (呉市の一部・東広島市の一部)

